令和３年４月１日以後開始事業年度等分
単体法人用

別表四

令三・四・一以後終了事業年度分

【No.107】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.14】１③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.20】別表五(二)の５、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を２欄、３欄及び５欄で加算していますか。

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.94】役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.22】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。

【No.21】別表五(二)の５、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.23】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

【No.22】別表五(二)の 19 の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.91】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.97】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区分		①	②	③	④
当期利益又は当期欠損の額	1				
加算 損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5			その他	
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7				
交際費等の損金不算入額	8				
○　○　○	9				
	10				
小計	11				
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「13」又は「26」）	14			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」）	15			※	
受贈益の益金不算入額	16				
適格現物分配に係る益金不算入額	17				
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19				
○　○　○	20				
小計	21			外※	
仮計（1）＋(11)－(21)	22				
対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七(二の二)「27」又は「32」）	23				
超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	24	△			
仮計（(22)から(24)までの計）	25				
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	26	△			
寄附金の損金不算入額（別表十四(二)「24」又は「40」）	27				
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額（別表十(一)「９」若しくは「13」又は別表十([illegible])「８」）	28	△			
法人税額から控除される所得税額（別表六(一)「6の③」）	29				
税額控除の対象となる外国法人税の額（別表六(二の二)「７」）	30			その他	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六(五の二)「５の②」＋別表十七(三の六)「１」）	31			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「10」）	32				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(四)「20」、「21」又は「23」）	33			※	
合計（25）＋(26)＋(27)＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34			外※	
契約者配当の益金算入額（別表九(一)「13」）	35				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」）	36	△			
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37				
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38				
差引計（(34)から(38)までの計）	39				
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋（別表七(二)「９」若しくは「21」又は別表七(三)「10」））	40	△			
総計（39）＋(40)	41				
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）	42	△			
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）	43	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）	44	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」）	45	△	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(六)「14」－「11」）	46			※	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	47	△	△		
所得金額又は欠損金額	48			外※	